

業 務 速 報

NO. 895

2014. 2. 4

J R 東海労働組合

発行 淵上 利和

編集 本橋 浩司

『申第24号・駅接客業務中のマスク着用に関する申し入れ』 またしても労使協議を開催せず！

1月30日、『申第24号・駅接客業務中のマスク着用に関する申し入れ』について会社窓口から回答がありました。

会社は『申第24号』について、「地方で対応するので、本社・本部間の労使協議は開催しない」としてまたしても労使協議の開催を拒否しました。かつては各地方で同じ課題の申し入れがあっても、本部・本社間で労使協議を行っていたのです。会社の姿勢は労使協議を形骸化させ、労働組合を軽視する姿勢以外の何ものでもないといえます。

本部は会社の回答に対して労使協議の開催を強く求めましたが、会社はその不誠実な態度を全く変えないため対立を確認しました。

また、会社は『申第24号』の申し入れ事項について説明を行いましたが、「原則としてマスクを着用しながら接客業務を行うことは、さわやかな接客サービスの提供の観点からふさわしくないと考えている」として組合員の要求に全く応えず、社員の健康と、乗客の健康を全く考慮しない姿勢を明らかにしました。

以下、会社の回答と主な議論です。

『申第24号「駅接客業務中のマスク着用に関する申し入れ」』

会社は12月3日、静岡地本に対し、駅接客業務に従事する際はマスクの着用を禁止するとして説明を行い、翌12月4日には静岡支社営業課による「接客業務中のマスク着用について」と題した掲示を掲出した。内容は、接客サービス提供の観点から接客業務に従事する際は、マスクの着用を原則禁止とし、妊産婦など薬の服用が困難な場合は箇所長の判断によりマスクの着用を認めるとしている。しかし会社は、風邪や花粉症は自己による体調管理の徹底と薬による対処が基本とし、マスクの着用を認めない姿勢である。これによって駅職場では、社員から不満や疑問の声があがっている。また会社は、東京駅の組合員が医師の診断書を提出した上でマスクの着用を申告したにもかかわらず、これを認めないという対応を行っている。これは組合員の健康を全く考慮しない対応であり、容認できるものではない。

J R 東海労は、不特定多数の乗客等と接する駅社員がマスクを着用することは、健康管理や接客サービスの向上等の観点からも有効な手段と考える。

従って、下記の通り申し入れるので早急に労使協議を開催すること。

記

1. 会社が駅接客業務に従事する際は、マスクの着用を原則禁止とした理由と目的を明らかにすること。また、各鉄道事業本部、支社、支店が社員に対して行っているマスク着用に関する対応を明らかにすること。
2. 風邪等により咳が出る場合や、花粉を防ぐためにマスクを着用するのは、他の社員や乗客への感染防止と花粉症の症状緩和に有効である。会社は「健康管理は自己管理である」としているが、ならばマスクの着用は自己の判断とし、社員がマスクの着用を申告した場合はこれを認めること。
3. 東京駅では、組合員が「アレルギーからの隔離のため可能な限りマスクの着用を必要とします」とした医師の診断書を提出し、マスクの着用を申告したにもかかわらず、会社がこれを認めないという対応を行った。これは組合員の健康を損ねるものであり、容認することはできない。会社は直ちに診断書に従い、当該組合員の接客業務中におけるマスク着用を認めること。
4. これまでに社員が接客業務中にマスクを着用していることへの苦情等、何らかの問題があったのか明らかにすること。
5. 駅事務室内の温度、湿度を保つために空調機器等を整備すること。

以 上

＜申第24号に対する会社回答＞

申第24号については地方で対応するので、本社・本部間の労使協議は開催しない。

＜主な議論＞

組合：地方で議論するとはどの地方か。

会社：静岡である。

組合：かつては各地方で同じ課題で申し入れても、本部・本社間で議論していたのではないか。

会社：過去のことは分からないが、現状では地方で議論した方が細部にわたって議論できるものは地方で行う考えである。

組合：『申第24号』は新幹線の組合員に関する申し入れ事項もある。本部・本

社間の労使協議を開催すること。

会社：開催の必要はないと考える。

組合：労使協議を開催しないことに抗議する。

組合：『申第24号』の各申し入れ事項への回答はできないのか。

会社：申し入れ事項の「1. 2.」については、原則としてマスクを着用しながら接客業務を行うことは、さわやかな接客サービスの提供の観点からふさわしくないと考えている。「3.」については個別具体的なことなので詳細は控えるが、新幹線に確認したところ接客業務に携わる部署からバックヤードへ担務を変更すると聞いている。「4.」については明らかにする考えはない。「5.」については、各箇所でも適切に対応している。

組合：「さわやかな接客サービスの提供の観点からふさわしくないと考えている」というが、会社は社員の健康を考えないということか。

会社：あくまで、さわやかな接客サービスという観点から見るとマスク着用はふさわしくないとということだ。

組合：過去には、新型インフルエンザが問題となった時に、社員に対してマスクを支給した職場があったではないか。

会社：新型インフルエンザの時は、特別な事情として認めたものである。この様な事情がなければ、今言った通りの考え方である。個別に事情がある場合は箇所長に申し出ること。

組合：会社はこの間の協約改訂交渉でも「健康管理は個人負担である」としてきたではないか。ならば、マスク着用に関しても個人の判断で着用できるようにすることを求める。

会社：その様な考えはない。

組合：対立を確認する。

以 上